

令和4年度

適正化事業
事業報告書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

令和4年度適正化事業 事業報告

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月 31日

概 要

ロシア・ウクライナ情勢の影響を受けたことなどによる円安等、様々な要因により物価が大きく上昇しましたが、物価の上昇はしばらく続くと思われ、個人消費の回復が進まない状況は続きそうです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」に引き下げられたことによる人の移動の活発化、またインバウンド需要の回復など経済活動の活性化に伴い、タクシー需要の増加は期待できると考えられます。

一方、労働力の不足はタクシー業界に大きな影響を与えており、運転者の減少によりタクシーを余さず稼働させることが困難な状況が続いています。運賃改定等による労働条件の改善や労働環境の整備によりタクシー運転者の増加・定着を期待したいところです。

タクシー業界にとっては厳しい環境が続いていますが、カーボンニュートラル等の環境問題への取り組みや多種多様なアプリへの対応等により利用者利便の確保に努めるなど、今後もタクシー事業の適正化・活性化を推進していく姿勢は変わりません。

当センターでは、公正中立な立場からタクシー業務の適正化と公共交通機関としての輸送の安全及び利用者の利便の確保に努め、令和4年度の各業務を次の通り遂行しました。

指導関係業務においては、タクシー営業の適正化と利用者の利便向上を図ることを目的とした街頭指導、道路運送法に違反する行為の防止を目的とした街頭指導をそれぞれ実施し、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、タクシー乗り場周辺での客待ち待機など、規制に係る違反に対し指導を実施するとともに、タクシー乗り場及び待機場内における運転者のマナーや資質の向上に努めました。

また、タクシー乗り場周辺等では、利用者及び歩行者の安全確保に努めました。

苦情、調査関係業務においては、タクシーに関わる苦情、要望等を受付け、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知して改善を求め、違法行為の防止と指導を行うなど、迅速、適切な処理に努めました。

法人タクシー事業者の評価制度においては、利用者の選択性の向上を推進すべく、事業者の評価を行いました。

研修関係業務においては、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき適正化研修を実施しました。また、特別研修として「外国人旅客接客研修」を実施しました。

乗り場施設関係業務においては、利用者の利便向上を図るため、タクシー乗り場の新設等に向け積極的に取り組み、また、安全確保のためタクシー乗り場施設の保守点検を実施し、維持管理に努めました。

総務関係業務においては、感染症対策を講じつつ適正化事業の円滑な運営を図るとともに、タクシー事業者やタクシー利用者への業務内容の周知及び情報提供に努めました。

適正化事業実施機関として適切な人員を配置し、適正な予算の執行に努めました。

《 指導関係業務 》

指導関係業務においては、タクシー業務適正化特別措置法に基づき、タクシー営業の適正化と利用者の利便向上を図ることを目的とした街頭指導や、指導車による指導員の広範囲な巡回により、運送の引き受けの拒絶等、道路運送法に違反する行為の防止を目的とした街頭指導を実施した。

また、タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、タクシー乗り場周辺や路上に客待ち待機する等、タクシーに起因する様々な問題の解決のため指導員を効率的に配置し、規制に係る違反に対し指導を実施した。

さらに、関係機関及び地域住民からの苦情等には迅速に対応し、街頭指導を実施するとともに、必要に応じて各地区における法人・個人事業者を招集し、各事業者の協力による街頭指導を実施する等問題解決を図った。

東京国際空港（羽田空港）については、定期的に指導員を巡回させ、道路運送法及びタクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程等に基づく違反等の防止に努めた。

1. 街頭指導会議

街頭指導会議は神奈川運輸支局長を議長として3回開催した。

街頭指導の実施結果及び各地区の指導状況や実態を報告し、苦情を含めたタクシーに起因する様々な問題について情報を共有しつつ、問題解決のために具体的な対応策を提議し審議を行った。

施策等が効果的に反映されるよう指導重点地区及び指導内容など毎月の指導計画を策定するとともに、審議結果が効果的に反映されるよう、法人事業者及び個人事業者に趣旨徹底を図った。

令和4年度 街頭指導会議 3回 開催

第1回 令和4年7月14日（木）

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
② 映像で見る各地区の状況及び指導の状況について
③ 8月、9月、10月、11月の指導計画（案）について
④ 各議員からの報告・提案等について

第2回 令和4年11月25日（金）

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
② 映像で見る各地区の状況及び指導の状況について
③ 12月、1月、2月、3月の指導計画（案）について
④ 各議員からの報告・提案等について

第3回 令和5年3月14日（火）

- 議 題 ① 街頭指導計画による実施結果の概要と状況報告について
② 映像で見る各地区の状況及び指導の状況について
③ 4月、5月、6月、7月の指導計画（案）について
④ 各議員からの報告・提案等について

2. センター指導員による街頭指導

(1) 道路運送法に違反する行為の防止を目的とした指導

街頭指導会議において審議された指導計画に基づき、主要駅のタクシー乗り場及び繁華街、イベント会場周辺を中心に運送の引き受けの拒絶や呼び込み行為等、道路運送法に違反する行為の防止を目的とした指導を実施した。

(2) 規制違反に係る指導

タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づき、違反者に対し指導を実施するとともに、違反点数の累積が、2点以上に達したタクシー運転者に対しては「適正化研修」の受講を求めた。

違法付け待ち行為については、長引くコロナ禍による稼働台数減少の影響が大きく、指導件数は減少した。

迷惑行為及び不適切行為（喫煙、ポイ捨て、立小便等）については、「改善重点地区」を中心とした巡回の強化ならびに、違反事業者による街頭指導の実施が定着したことにより改善がみられ、指導件数は大きく減少した。

(3) 東京国際空港（羽田空港）における指導

東京国際空港（羽田空港）においては、空港内の運用規程及び運用ルールに基づき、運転者のマナーや資質の向上、定額運賃の正しい適用及び区域外営業などの道路運送法違反の防止を目的とした指導を実施した。

(4) 利用者及び歩行者の安全確保

繁華街、スクールゾーン等においては、必要に応じ指導員を配置し、所轄警察署、各事業者と協力し、利用者及び歩行者の安全確保に努めた。

3. 事業者による街頭指導

(1) 改善重点地区

改善重点地区においては、違反事業者による街頭指導を実施した。

街頭指導実施回数

横浜駅東口	9 回 (9 事業者)
上大岡駅 (構内)	0 回
川崎駅西口	1 回 (1 事業者)

(2) 宮谷小学校周辺地区

交通安全運動期間中の宮谷小学校新入学児童交通安全対策として、所轄警察署と事業者の協力により街頭指導を実施した。

(3) 東京国際空港（羽田空港）

羽田空港神奈川タクシー乗り場においては、ゴールデンウィーク・お盆休み及び年始期間中に、利用者利便のため計画配車入構事業者の協力による街頭指導を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により空港利用者の減少が続いた為、実施を見送った。

4. 巡回指導（講習）

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年3月から実施を見送っていたが、令和4年11月より再開した。

各事業者の要請により事業所等に訪問し、タクシー営業に関わるルールを中心に指導事例・苦情事例などを用いた講習を行い、法令遵守の徹底及び運転者のマナーや資質の向上を図った。

巡回指導（講習）実施実績

実施事業者数	13 事業者
実施日数	21 日
受講者数	578 名

街頭指導取扱実績

指導項目	区分	前年度(令和3年度) 対比		
	令和4年度	件数 (構成比)	件数 (構成比)	増減 比率(%)
運送の引き受けの拒絶	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
メーター不使用	7 (3.30%)	3 (0.87%)	4	133.33%
メーター操作不適切	2 (0.94%)	0 (0.00%)	2	—
不当運賃・料金 收受または請求	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
区域外営業行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
区域外車両	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
不正乗合い行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
運転者証(事業者乗務証) 不表示・不携帯	1 (0.47%)	0 (0.00%)	1	—
運転者証(事業者乗務証) 偽造・隠ぺい	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
未登録運転者乗務	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
呼び込み行為、客引き行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
違法付け待ち行為	58 (27.36%)	89 (25.80%)	▼ 31	▼ 34.83%
路上待機	18 (8.49%)	56 (16.23%)	▼ 38	▼ 67.86%
指導員に対する暴力行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
指導無視	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
事業の信用失墜行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
職務に関して著しく不適切な行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
迷惑行為及び不適切行為(喫煙関係含)	112 (52.84%)	193 (55.94%)	▼ 81	▼ 41.97%
入構阻害行為	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
タクシー乗り場入構規制無視	2 (0.94%)	0 (0.00%)	2	—
表示関係取扱不適切	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
社名表示・地域表示 不表示	11 (5.19%)	4 (1.16%)	7	175.00%
ぐ犯車両	1 (0.47%)	0 (0.00%)	1	—
その他	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0	—
合計	212 (100.0%)	345 (100.0%)	▼ 133	▼ 38.55%

違法付け待ち行為（地区別指導件数）

《横浜市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
上大岡駅前周辺	0	0	3	0	1	2	1	6	2	2	1	1	19
菊名駅周辺	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
横浜市大病院(浦舟町)周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
元町中華街駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黄金町駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
たまプラーザ駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
横浜駅西口周辺	2	0	0	1	0	3	4	10	0	1	0	0	21
横浜駅東口周辺	0	0	1	0	0	1	1	3	0	1	1	0	8
鶴見駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜木町駅周辺	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
石川町駅南口周辺	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
関内駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日吉駅周辺	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合 計	3	2	7	2	1	6	7	19	2	5	3	1	58

《川崎市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
川崎駅東側周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

《横須賀・三浦市内》

指導場所 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
横須賀中央駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京急久里浜駅周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

迷惑行為及び不適切行為（内容別指導件数）

指導内容 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
車外 喫煙	9	9	12	12	13	7	5	7	2	7	6	5	94
車内 喫煙	0	3	3	2	1	1	0	1	1	1	0	2	15
立ち小便	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ポイ捨て	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	9	14	15	15	14	8	5	8	3	8	6	7	112

タクシー乗り場等適正運営の推進に係る違反件数

指導項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
違法付け待ち行為	3	2	7	2	1	6	7	19	2	5	3	1	58
迷惑行為及び不適切行為	9	14	15	15	14	8	5	8	3	8	6	7	112
タクシー乗り場等入構規制無視	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
指導無視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	12	16	22	17	15	14	12	27	6	13	9	9	172

タクシー乗り場等適正運営の推進に係る累積点数2点到達者数及び適正化研修修了者数

項目 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
累積点数2点到達者数	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	2	1	8
適正化研修修了者数	2	1	0	2	0	0	0	1	1	0	0	1	8

《 苦情、調査関係業務 》

苦情、要望については、電話及びインターネットで受付け、適切、迅速に対応するとともに、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し改善を求めるなど、適正な処理を行った。また、支援サービス業務として、タクシーに関する問い合わせ及び遺失物に関する相談等に対応した。

1. 苦情・要望関係

令和4年度の苦情取扱件数は、1,238件であった。

取扱件数の内訳は、接客不良が680件で最も多く全体の54.92%を占め、次いで道路上でのトラブル関係214件(17.29%)、運送の引き受けの拒絶88件(7.11%)、迷惑行為51件(4.12%) 迂回走行43件(3.47%)の順となる。

- (1) タクシー利用者から寄せられた苦情については、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し改善を求め、違法行為の防止と指導に努めた。
- (2) 関係機関及び地域住民から寄せられた要望については適切に対処し、必要に応じて神奈川県タクシー協会各支部及び神奈川県個人タクシー協会に協力を求めた。
ゴミの投げ捨て等、社会的マナーに関する内容については、法人事業者及び個人事業者または所属組合に通知し、改善を求めた。
- (3) 運転者の指導教育に資するよう、苦情事例に改善策・対応策等を添え、苦情件数と併せて月毎に「相談課からのお知らせ」として事業者に送付した。

2. 支援業務

利用者から寄せられるタクシーに関する問い合わせ及び遺失物に関する相談について支援業務を行った。

- (1) UDタクシー・陣痛タクシー・子育て支援タクシー・介護タクシー等をはじめ、タクシーに関する情報収集に努め、タクシー利用に関する問い合わせに適切に対応した。
- (2) 利用者から寄せられる遺失物に関する相談については、警察への届出、無線局の案内等、情報提供に努めた。

3. タクシー事業者管理者研修会の開催

利用者等からの苦情を減らすとともに、利用者利便の向上を図ることを目的として、タクシー事業者管理者研修会を開催した。

センターに寄せられた苦情事例を基に原因を考え、有効な指導・管理方法を紹介した。

苦情・要望・問合せ 取扱件数

◎ 苦情（違法行為・その他）

区 分 項 目	令和4年度	前年度(令和3年度) 対比		
	件数 (構成比)	件数 (構成比)	増減	比率(%)
運送の引き受けの拒絶	88 (7.11%)	60 (5.75%)	28	46.67%
運送の継続の拒絶または中断	14 (1.13%)	23 (2.21%)	▼ 9	▼ 39.13%
不当運賃・料金 收受または請求	29 (2.34%)	18 (1.73%)	11	61.11%
迂回走行	43 (3.47%)	33 (3.16%)	10	30.30%
接客不良 ※1	680 (54.92%)	582 (55.80%)	98	16.84%
区域外営業行為	2 (0.16%)	5 (0.48%)	▼ 3	▼ 60.00%
職務に対して不適切な行為	11 (0.89%)	6 (0.58%)	5	83.33%
呼び込み行為、客引き行為	1 (0.08%)	0 (0.00%)	1	—
乗り場関係	20 (1.62%)	26 (2.49%)	▼ 6	▼ 23.08%
道路上でのトラブル関係	214 (17.29%)	154 (14.76%)	60	38.96%
事業者/無線室の対応	35 (2.83%)	38 (3.64%)	▼ 3	▼ 7.89%
迷惑行為（喫煙・ポイ捨て・立小便）	51 (4.12%)	44 (4.22%)	7	15.91%
その他 ※2	50 (4.04%)	54 (5.18%)	▼ 4	▼ 7.41%
合 計	1,238 (100.0%)	1,043 (100.0%)	195	18.70%

※1の内容内訳

- ・基本動作（挨拶、目的地・経路確認、精算 等） (346 件)
- ・言動関連（暴言、失礼な発言、タメ口、舌打ち 等） (258 件)
- ・運転関連（運転が荒かった、スピードが怖かった 等） (44 件)
- ・車内関連（車内がたばこ臭い、ラジオがうるさい 等） (11 件)
- ・その他（運転中の通話、配車アプリ・機器の不具合 等） (21 件)

※2の内容例

- ・事故処理関係
- ・乗り場での運転者同士のトラブル
- ・運転者による動物への餌やり
- ・内容が確認できないもの 等

🚫 障がい者関連の苦情（主な内容例）

- ・障がい者手帳を車載カメラに写すよう言われた。この時代何があるかわからないので不安になった。
- ・降車時に障がい者手帳を出すと、「最初に言わなければならない」と言われた。
- ・料金 1,300 円に対し、福祉券 1 枚（500 円）と千円札 1 枚を出すと、「福祉券ではお釣りは出ない」と言われた。
- ・私とヘルパーと盲導犬と一緒に乗車しようとする、「犬はダメ」と言われたので、盲導犬であることを伝えたが、「俺は（犬は）乗せない」と断られた。
- ・「車椅子は自分でたたんでください」と言われ、積み込みしか手伝ってくれなかった。
- ・障がい者割引はアプリ決済ではできないと言われ、割引なしで精算した。

◎ 要望（主な内容例）

- ・日吉駅西口にタクシーがいつもいるようにしてほしい。
- ・福祉券を利用した時も領収証を発行してほしい。
- ・運転者にマスクの着用を徹底してほしい。
- ・運転者にもっと地理を勉強してほしい。
- ・障がい者は迎車料金を無料にしてほしい。

◎ 問合せ

項 目	件 数	構 成 比
予約・迎車関連	253	26.58%
割引及び福祉券・チケット関連	20	2.10%
料金関連	130	13.66%
領収書関連	44	4.62%
事業者関連	93	9.77%
ミニバン・UDタクシー・福祉車両関連	10	1.05%
忘れ物関連	121	12.71%
その他 ※3	281	29.51%
合 計	952	100.00%

※3の主な内容

- ・ペットを連れての乗車について。
- ・子供を含む乗車可能人数について。
- ・車いすでの乗車について。
- ・陣痛タクシーを行っている事業者について。
- ・運転者からの問い合わせ。
- ・横浜地域以外の苦情連絡先について。
- ・警察からの問い合わせ。

《 法人タクシー事業者の評価制度 》

法人タクシー事業者のサービス改善、向上及び利用者利便の向上に資することを目的とする法人タクシー事業者の評価制度の評価規程に基づき、厳正な審査により事業者の評価を行った。

令和3年度の優良事業者については、センターのホームページ等により公表するとともに、『優良』表示板を配布し選択性の向上を推進した。

- ・優良事業者数 99社（102事業者の内）
- ・車 両 数 6,115両

《 タクシー運転者の指導及び苦情に係る履歴証明書の発行 》

タクシー運転者の指導及び苦情に係る履歴を運転者本人の申請により発行した。

- ・発 行 件 数 62件

《 研修関係業務 》

研修関係業務においては、適正化研修を主として行い、関東運輸局から命令を受けた者に対する命令研修・命令講習については必要に応じて行うこととしている。

また、外国人旅行客に対する接客向上を目的に、「外国人旅客接客研修」を特別研修として実施した。

1. 適正化研修

タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程に基づいて付された違反点数の累積が2点以上に達したタクシー運転者等を対象として、新規講習の初日、2日目に組み入れて実施した。

研修は地理を除く法令、安全、接客を主体とし、タクシー運転者としての基本事項の再確認を含めて行い、受講者は8名であった。

2. 命令研修

道路運送法第27条第3項の規定に基づき関東運輸局から受講命令を受けた運転者等を対象とするが、受講者はなかった。

3. 命令講習

タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づき関東運輸局から受講命令を受けた運転者等を対象とするが、受講者はなかった。

4. 特別研修

タクシー運転者の資質向上の一環として外国人利用者に対しての接客向上を目的として、「外国人旅客接客研修（英語コース）」を2回開催し計66名が受講した。

研修は専門の講師を迎えての3時間からなる内容で、タクシー営業に必要な基本的な挨拶や横浜地域の具体的な施設・場所の言い方、料金收受の際の注意点など、テキストを用いて進め、外国人講師によるネイティブな発音に触れながら、実際の接客を想定したロールプレイングを交え実施した。

研修関係業務実績

項目	区分	前年度(令和3年度)対比		
	令和4年度	受講者数	増減	比率(%)
適正化研修	8	17	▼9	▼52.94%
命令研修	0	1	▼1	▼100.00%
命令講習	0	0	0	—
特別研修 (外国人旅客接客研修)	66	47	19	40.43%
合計	74	65	9	13.85%

《 乗り場施設関係業務 》

乗り場施設関係業務においては、利用者の利便向上を図るため、タクシー乗り場の新設等に向け積極的に取り組んだ。

タクシー乗り場の上屋等タクシー乗り場施設の新設に対する要望については、利用実態を考慮し、道路管理者等に積極的に働きかけた。

さらに、安全性を確保するためタクシー乗り場施設の点検、補修、清掃を行い維持管理に努めた。

1. タクシー乗り場の新設等

- (1) 堀ノ内駅前道路整備計画工事に伴うタクシー乗り場の新設に協力し、令和4年6月8日より運用を開始した。
- (2) 泉ゆめが丘地区土地区画整理事業に伴う下飯田駅タクシー乗り場の新設に協力し、令和5年1月31日より運用を開始した。
- (3) 泉ゆめが丘地区土地区画整理事業に伴うゆめが丘駅タクシー乗り場の新設に対し、積極的に参画した。
- (4) 新綱島駅前地区市街地再開発事業に伴う新綱島駅タクシー乗り場の新設に対し、積極的に参画した。
- (5) 天王町道路整備工事事業に伴う天王町駅タクシー乗り場の新設に対し、積極的に参画した。
- (6) 関内駅周辺エリアコンセプトプランに伴う関内駅北口タクシー乗り場の移設に対し、積極的に参画した。
- (7) 登戸地区土地区画整理事業に伴う登戸駅タクシー乗り場、向ヶ丘遊園駅北口タクシー乗り場の移設に対し、積極的に参画した。

2. タクシー乗り場施設の新設等

- (1) 堀ノ内駅タクシー乗り場に固定式標識を設置した。(令和4年7月14日)
- (2) 日吉駅慶應大学側タクシー乗り場に上屋を設置した。(令和4年9月27日)
- (3) 石川町駅北口タクシー乗り場に固定式標識を設置した。(令和4年12月27日)
- (4) JR横須賀駅タクシー乗り場に固定式ベンチを設置した。(令和5年3月13日)
- (5) 衣笠十字路タクシー乗り場に固定式標識を設置した。(令和5年3月14日)
- (6) 追浜商店街タクシー乗り場に固定式標識を設置した。(令和5年3月15日)

3. タクシー乗り場施設の維持管理等

- (1) 上屋・ベンチ・標識の点検作業を実施したタクシー乗り場
 - ① 横浜市内 77 箇所、川崎市内 22 箇所、横須賀市内 15 箇所
- (2) 上屋等の清掃及び補修工事を実施したタクシー乗り場
 - ① 保土ヶ谷駅西口タクシー乗り場（上屋）
 - ② 山手駅タクシー乗り場（上屋）
 - ③ 川崎駅西口タクシー待機場（モニター）
 - ④ ズーラシアタクシー乗り場（標識）
 - ⑤ 長津田駅北口タクシー乗り場（標識）
 - ⑥ J R 横須賀駅タクシー乗り場（上屋・標識）
 - ⑦ 立場駅タクシー乗り場（標識）
- (3) 上屋のタクシー乗り場案内サインシートを変更したタクシー乗り場
 - ① 日吉駅東口タクシー乗り場（反射サインシートに変更）
- (4) 区画線の補修を実施したタクシー乗り場・タクシー待機場
 - ① 中山駅南口タクシー乗り場
- (5) 可動式標識の撤去を実施したタクシー乗り場
 - ① 金沢文庫駅西口タクシー乗り場
- (6) 可動式標識を撤去して固定式標識を設置したタクシー乗り場
 - ① 石川町駅北口タクシー乗り場
 - ② 衣笠十字路タクシー乗り場
 - ③ 追浜商店街タクシー乗り場
- (7) 可動式ベンチを撤去して固定式ベンチを設置したタクシー乗り場
 - ① J R 横須賀駅タクシー乗り場

《 総務関係業務 》

総務関係業務においては、理事会をはじめとした各会議を適宜開催し、審議の結果を業務に反映させ円滑な業務運営を図った。

業務を遂行するために適切な人員の配置を行い適正な予算の執行に努めるとともに、必要に応じて諸規程の改程を行った。また、職員の資質の向上に努めた。

タクシー利用者及びタクシー事業者に対しては、ホームページにより業務内容の周知及び情報の提供に努めた。

1. 会 議

令和4年度は、次の通り会議を開催した。

(1) 理事会 5回 開催

第1回 令和4年6月21日(火)

- 議 題
- ・令和3年度 事業報告及び収支決算等について
 - ・法人タクシー事業者の評価規程に基づく優良事業者の公表について
 - ・法人タクシー事業者の評価規程の表記の追加・変更について

第2回 令和4年8月5日(月) 書面決議による

- 提案事項
- ・登録諮問委員の選任に関する件

第3回 令和5年1月31日(火) 書面決議による

- 提案事項
- ・登録事務等の実施に関する規程
神奈川県A及び神奈川県Bの一部変更について

第4回 令和5年2月22日(木)

- 議 題
- ・令和5年度 適正化事業 事業計画及び収支予算について
 - ・令和5年度 適正化事業 負担金の額及び徴収方法について
 - ・令和5年度 試験事務 事業計画及び収支予算について
 - ・新任運転者を対象とする新規講習へのUD研修活用について
 - ・令和5年度 登録事業A 事業計画及び収支予算について
 - ・令和5年度 登録事業B 事業計画及び収支予算について
 - ・登録事務等の実施に関する規程及び、
運転者研修所運営規程の変更について
 - ・定年退職後雇用する嘱託員の取扱い内規の変更について

第5回 令和5年3月31日(金) 書面決議による

- 提案事項
- ・登録諮問委員の選任に関する件
 - ・適正化事業諮問委員の選任に関する件

(2) 評議員会 2回 開催

第1回 令和 4年 6月 24日 (金)

- 議 題 ・令和3年度 事業報告及び収支決算等について
・理事の選任について

第2回 令和 5年 3月 10日 (金) 書面決議による

- 提案事項 ・計算書類等の承認の件

(3) 適正化事業諮問委員会 2回 開催

第1回 令和 4年 6月 16日 (木)

- 議 題 ・令和3年度 適正化事業 事業報告及び収支決算等について
・令和3年度 試験事務 事業報告及び収支決算等について

第2回 令和 5年 2月 16日 (木)

- 議 題 ・令和5年度 適正化事業 事業計画及び収支予算について
・令和5年度 適正化事業 負担金の額及び徴収方法について
・令和5年度 試験事務 事業計画及び収支予算について

(4) 街頭指導会議 3回 開催

開催日及び議事の内容等については、《指導関係業務》に記載。

(5) タクシー事業者評価制度委員会 1回 開催

第1回 令和 4年 6月 6日 (月)

- 議 題 ・令和3年度 法人タクシー事業者評価について
・ドライブレコーダー、トランクサービス、領収証手渡し宣言の
加算に関する但し書き及び対象事案標記の変更について

2. 委員等の変更

令和4年度の適正化事業において、委員等の変更はなかった。

3. 組織運営

限られた人員において効率的に業務を遂行するためにタクシーセンター内の配置を見直すとともに、他の事業も含めた業務間の応援・協力を的確に行なうことができるよう、他部署の業務状況の把握に努めることにより連携を図った。

また、適正に予算を執行し経費の節減に努めた。

4. 規程類の改訂等

- :『登録事務等の実施に関する規程』の一部改訂
法改正に伴い、運転者登録及び運転者証・事業者乗務証の写真サイズが変更されることとなったため。
- :『登録事務等の実施に関する規程』及び『運転者研修所運営規程』の一部改訂
令和5年度から新規講習のカリキュラムを変更(「交通バリアフリー」の組み入れ)するため。
- :『定年退職後雇用する嘱託員の取扱い内規』の一部改訂
職員の役職に関する年齢制限を緩和するため。

5. 職員の資質の向上

情報を共有することなどにより業務に関連する知識の向上を図るとともに、来訪者への対応やマナー等の向上に努めた。

6. 広報関係

ホームページにおいて、センター概要をはじめ、タクシー利用者及びタクシー事業者に対して業務内容を周知することに加え、新設乗り場の情報や利用者等からの要望を掲載し、利用者及び事業者への情報提供を行った。

また、苦情の受付を行い利用者の利便の向上を図るとともに、講習の予約状況を常に更新し、事業者の利便の向上を図った。

7. 感染症対策、災害対策

新型コロナウイルス感染症への対策として、職員に対して注意喚起を行い、感染防止対策を確実にこなうことにより感染リスクの軽減に努めた。

災害時における職員及び来訪者等の安全確保・帰宅困難等への対策として、防災用品及び非常食等を拡充し、災害の発生に備えた。